

解散決議に関するQ&A

1. 解散に関する基本的な説明

- Q1. なぜ、厚生年金基金を解散するのですか。 … 1
- Q2. 基金が解散するとはどういうことですか。 … 1
- Q3. 基金の継続はできないのですか。 … 1
- Q4. 基金の解散はもう確定したのですか。 … 2
- Q5. 基金が解散し、清算完了まで3年ぐらいかかるとのことですが、なぜそんなに時間がかかるのですか。 … 2

2. 掛金に関すること

- Q6. 基金が解散した場合、加入員の掛金はどのようになるのですか。 … 2
- Q7. 基金が解散した場合、事業主の掛金はどのようになるのですか。 … 2
- Q8. 掛金はいつまで支払わなければいけないのですか。 … 2

3. 給付に関すること

- Q9. 基金の解散後、解散基金加入員(受給者、受給待期者、加入員)に対する年金給付はどうなるのですか。 … 3

4. 任意脱退について

- Q10. 今後、任意脱退することについての考え方はどうなるのですか。 … 3

5. 残余財産に関すること

- Q11. 残余財産の分配について、基金規約では受給権者等に分配するとなっていますが、事業主に分配できない根拠規定を教えてください。 … 3

6. 解散認可の要件(同意)について

- Q12. 解散認可の要件は、全事業主の3分の2以上の同意、全加入員の3分の2以上の同意となっていますが、受給者と待期者の同意は要るのですか。 … 3
- Q13. 解散の同意書が国の定めた要件(全事業主・全加入員の3分の2以上)に達しなかった場合はどのようになるのですか。 … 4

7. 解散に伴う事業主様負担について

- Q14. 国に納付する厚生年金の資産(最低責任準備金)は、いつ確定するのですか。 … 4
- Q15. 解散時に不足金が発生した場合はどうなるのですか。 … 4

8. 事務手続きについて

- Q16. 取得届・喪失届等の書類はいつまで基金に提出するのですか。 … 4
- Q17. 解散するのであれば、これから採用する社員は加入しなくてもよいのですか。 … 5

9. その他

- Q18. 解散基金から分配される一時金に対する課税はどうなるのですか。 … 5
- Q19. 基金が解散する場合、会社としてはどう対応する必要がありますか。 … 5

1. 解散に関する基本的な説明

Q 1. なぜ、厚生年金基金を解散するのですか。

A 1. 平成24年2月に発覚しましたAIJ投資顧問による年金資産消失事件を受けて、厚生労働省を中心に再発防止や厚生年金基金制度の見直しにかかる議論を経て、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」が平成25年6月19日に成立しました。

成立した法案は、基金の純資産が国の年金を代行している部分（以下、代行部分＝解散時に国に返却しなければならない金額）を下回る（代行割れ）場合に施行後5年以内の解散を求め、仮に上回る場合でも5年経過後は極めて高い存続基準を設けることになりました。つまり、大多数の厚生年金基金は解散等を余儀なくされることになり、厚生労働省は実質的な厚生年金基金制度の廃止に踏み切ったものと言えます。当基金の純資産は、平成24年度決算において代行部分を下回っており、残念ながら5年後以降に存続できる基準にはほど遠い状況です。

当基金においては、理事会、代議員会、財政運営委員会において存続、他制度移行、解散の3つの選択肢について検討してまいりました。基金存廃の結論には現時点で5年余りの猶予がありますが、不安定な経済状況、運用リスクの顕在化、更なる少子高齢化などの社会構造の変化、行政当局の政策変更などを総合的に検討した結果、これ以上企業の負担が大きくなると企業の存続や雇用そのものにも影響を及ぼすことが懸念されることから、苦渋の決断ではありますが、基金解散の方針を議決いたしました。

Q 2. 基金が解散するとはどういうことですか。

A 2. 基金は母体企業から独立した特別法人であり、基金の解散とは、この法人を解散し清算することです。基金の解散のための手続きとしては、まず、代議員会で定数の3分の2以上の多数による議決が必要です。代議員会での議決後は、基金解散について厚生労働大臣の認可を受ける必要があります。

また、基金の解散により、基金の加入員や受給者に対する年金給付に関する義務は消滅します。これに伴い、基金の積立金のうち代行部分の原資（以下「最低責任準備金」という）に相当する額を国へ納付するとともに、残った資産（以下「残余財産」という）を基金規約に基づき、解散した日において基金が年金給付をしなければならない受給権者、受給待期者、加入員の方々に公平に分配し精算が終了します。

Q 3. 基金の継続はできないのですか。

A 3. 継続についても可能性を検討してまいりましたが、法施行5年経過以降は、毎年一定の存続基準（最低責任準備金の1.5倍若しくは最低積立基準額）以上の純資産を保有していることが存続の条件となります。これをクリアするためには、まず初めの5年間で大幅な掛金引上げをする必要があり、5年経過後も基準を下回った場合、直ちに掛金引上げをしなければならないこととなります。現実的には困難

であると判断し、解散の方向性の決議にいたりました。

Q 4. 基金の解散はもう確定したのですか。

A 4. 現状では、代議員会において基金解散方針が決議された段階です。今後、事業主ならびに加入員のみなさまの3分の2以上の同意を得たうえで解散の決議を行い、国へ申請し、認可を得て基金解散が確定することとなります。当基金がおかれた現状にご理解をいただき、何卒基金解散にご同意いただきますよう、お願い申し上げます。

Q 5. 基金が解散し、清算完了まで3年ぐらいかかるとのことですが、なぜそんなに時間がかかるのですか。

A 5. 一番時間を要するのは国の記録との突合せです。昭和44年の設立から退職者を含めた約60,000人以上の記録を最後の一人が一致するまで突合せをします。過去の例から国に記録はあるが、基金に記録無し（国にのみ資格取得届・算定・喪失届を提出）というような事例がありました。このようなケースは事業所に問合せをし、その事実を確認し、基金への届出漏れが確認された時点で、遡って基金への届出及び掛金の納入をすることとなります。すでに事業所が無いときは、本人に連絡し対応します。また本人がすでに死亡しているケースも考えられ確認に時間を要することとなります。記録突合せには事業主・ご担当者のご協力をお願いすることもありますので、何とぞご理解のうえご協力をお願いします。

2. 掛金に関すること

Q 6. 基金が解散した場合、加入員の掛金はどのようになるのですか。

A 6. 今まで基金に納めていた掛金を国に納めることとなりますので、負担額は変わりません。（基金に加入している加入員は、厚生年金保険料として国に6.66%、基金に1.9%納めていますが、基金が解散すると合算した料率の8.56%を国に納めこととなります。）

Q 7. 基金が解散した場合、事業主の掛金はどのようになるのですか。

A 7. 基金加入により多く納めていた4.9%の掛金は無くなり、加入員と同額8.56%を国に納めるようになります。

Q 8. 掛金はいつまで支払わなければいけないのですか。

A 8. 今回、解散の方針を決議した段階ですので、解散認可までは基金は事業を継続して運営していきます。年金給付につきましても、代行部分・上乘せ部分ともに引き続き支給を行ってまいりますので、国の解散認可月の前月分までの掛金は従来通りお願いすることとなります。上乘せ部分や特別掛金は年金資産として積立てられ、国へ代行部分を返還した後、残余財産があれば加入員・受給者・待期者へ分配金として精算されることとなります。ご理解のほどよろしく願いいたします。

3. 給付に関すること

Q 9. 基金の解散後、解散基金加入員（受給者、受給待期者、加入員）に対する年金給付はどのようなのですか。

A 9. 基金の給付は、国の老齢厚生年金の「代行部分」基金独自の「上乘せ部分」から構成されています。代行部分は、基金解散により「国」に返還され、国に支給義務が引き継がれます。基金解散以降は、これまで基金で代行していた部分を国から受け取ることとなります。上乘せ部分の給付は、基金解散により廃止となります。国の受給資格期間を満たしていない方、遺族厚生年金、障害厚生年金を受けている方で当基金の受給者の方は、全額基金独自の上乘せ部分となっていますので、大幅な減額となる場合があります。

4. 任意脱退について

Q 10. 今後、任意脱退することについての考え方はどのようなのですか。

A 10. 任意脱退する場合、従前どおり今後も基金制度を続けることを前提にして将来分まで計算した脱退時特別掛金の納付をお願いすることとなります。

これは、上乘せ部分を含めた基金全体の積立不足のうち、御社に相当する部分を一括拋出願うものです。一方、解散の場合は、解散時の代行部分に対する積立不足をご負担頂くこととなります。

平成24年度決算では、脱退特別掛金は加入員1人当たり約200万円、解散時負担額不足額は、加入員1人当たり約45万円（減額責任準備金を使用した場合、加入員1人当たり約15万円）となっています。

5. 残余財産に関すること

Q 11. 残余財産の分配について、基金規約では受給権者等に分配していますが、事業主に分配できない根拠規定を教えてください。

A 11. 残余財産の分配については、法第147条第4項に「解散した基金の残余財産は、規約の定めるところにより、その解散した日において当該基金が年金たる給付の支給に関する義務を負っていた者に分配しなければならない。」また、第5項に「前項の規定により残余財産を分配する場合においては、同項に規定する者に、その全額を支払うものとし、当該残余財産を事業主に引き渡してはならない。」とそれぞれ規定されています。

6. 解散認可の要件（同意）について

Q 12. 解散認可の要件は、全事業主の3分の2以上の同意、全加入員の3分の2以上の同意が必要となっていますが、受給者と待期者の同意は要るのですか。

A 1 2. 受給者と待期者の同意は必要ありません。

解散の手続きについては、現在の法令では受給者と待期者の皆様への同意は要件となっておりません。受給者と待期者の皆様には、同意書が全事業主様と全加入員様それぞれ3分の2以上集まり、解散の日程等が決まった頃、郵送でご案内を行い、個別のご照会に対して説明を行ってまいります。

Q 1 3. 解散の同意書が国の定めた要件（全事業主・全加入員の3分の2以上）に達しなかった場合はどのようなになりますか。

A 1 3. 解散することができません。現行制度のまま今後も運営を続けていくこととなります。しかし、法施行5年経過後に基準をクリアしていない場合は、国による解散命令が出されることになり、万が一その時点で代行割れをしていますと、事業主は不足額を一括納付しなければなりません。

7. 解散に伴う事業主様負担について

Q 1 4. 国に納付する厚生年金の資産（最低責任準備金）は、いつ確定するのですか。

A 1 4. 解散の認可申請を行うためには、あらかじめ厚生年金基金において加入員および加入員であった者に係る必要な記録の整理が仮完了していることが必要です。この期間は過去の実績では、平均1年6ヶ月かかると言われています。記録の仮完了とは、基金における加入員記録の整理が終了し、企業年金連合会との加入員記録の検証の終了を経て、申請前の最低責任準備金の検証を一度以上実施し、不備記録を基金が修正した後の状況をいいます。申請前の最低責任準備金の検証した段階で最低責任準備金を算出することはできません。しかしながら、解散認可後の更に詳細な記録整備を行い最後の一人が一致するまで突合せを行い、申請後の最低責任準備金の検証を行い、最低責任準備金が確定します。

Q 1 5. 解散時に不足金が発生した場合はどうなるのですか。

A 1 5. 解散時点で不足金（純資産と最低責任準備金の差額）があるときは、その不足分を加入事業所で按分します。按分方法は、平成26年2月28日現在、基金に届出された適用書類に基づく基金全体の標準給与合計を各事業所の標準給与合計で按分します。分割納付の特例解散の場合、法改正によって事業所間の連帯債務は発生しない仕組みとなっています。

8. 事務手続きについて

Q 1 6. 取得届・喪失届等の書類はいつまで基金に提出するのですか。

A 1 6. 解散認可を得るまでには、事務手続きは現行通りとなります。新たに採用される方々の取得届も含め、喪失届・月額変更届・算定基礎届・賞与支払届等、今まで通り基金事務所への手続きを行っていただきますようお願いいたします。

(国への届出はして、基金へ届出がありませんと記録の不一致となります。国へ提出される際は必ず基金へのご提出もお願い申し上げます。)

Q 17. 解散するのであれば、これから採用する社員は加入しなくてもよいのですか。

A 17. 解散認可まで基金はこれまでどおり続きますので、解散認可までに新しく採用した社員の方も加入いただくこととなります。ただし、解散時に不足金が生じた場合の按分については、平成26年3月1日以降に加入された分については、カウントしません。

9. その他

Q 18. 解散基金から分配される一時金に対する課税はどうなるのですか。

A 18. 残余財産があり分配金を一時金として受け取る場合、当該分配金は、原則として一時所得として扱われ所得税が課されますが、一律50万円が控除されます。例外として、残余財産の分配金が、厚生年金基金の解散認可の日からその通知を受けた日の前日までに退職した者に対して支払われるものである場合には、退職所得として扱われ所得税が課されます。

Q 19. 基金が解散する場合、会社としてはどう対応する必要がありますか。

A 19. 当基金は代行型の基金で加算部分がありません。加算型の基金においては、退職金の全部または一部を基金に移行している場合、基金の解散により退職金の総枠が縮小することになりますので、対応を検討する必要がありますが、当基金は代行型でありその点は問題ありません。